

子ども生活部経営方針（令和5年度）

子ども生活部長
子ども生活部参事（子育て世帯包括支援・児童虐待防止担当）

丸田 繁樹
川手 智子

◆部長職からひとこと

子ども生活部長 丸田 繁樹



令和5年度は、あらゆる子ども施策の基盤となる基本理念を定めた国の「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足されました。調布市でも新たな基本計画の初年次になります。

子ども生活部では、新たな基本計画の基本目標に掲げた「安心して子どもを産み育てられ、将来を担う子ども・若者が力を発揮できるために」の実現に向け、部内の全職員が一致団結して、家庭、学校、地域、事業主等と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進して参ります。

子ども生活部参事（子育て世帯包括支援・児童虐待防止担当） 川手 智子



国においては「こどもまんなか社会」を、市においては、基本計画に掲げた「みんなに見守られ、安心してこどもを産み育てられるまち」を目指します。子どもが子どもらしく育ち、子育てしやすいまちとなるよう、庁内横断連携のもと積極的に子どもの意見も聞きながら、児童虐待の防止と切れ目ない支援の推進に努めて参ります。

◆職員数

正規職員272人（うち管理職11人）

◆予算（当初）

一般会計

歳入

136億3907万円

歳出

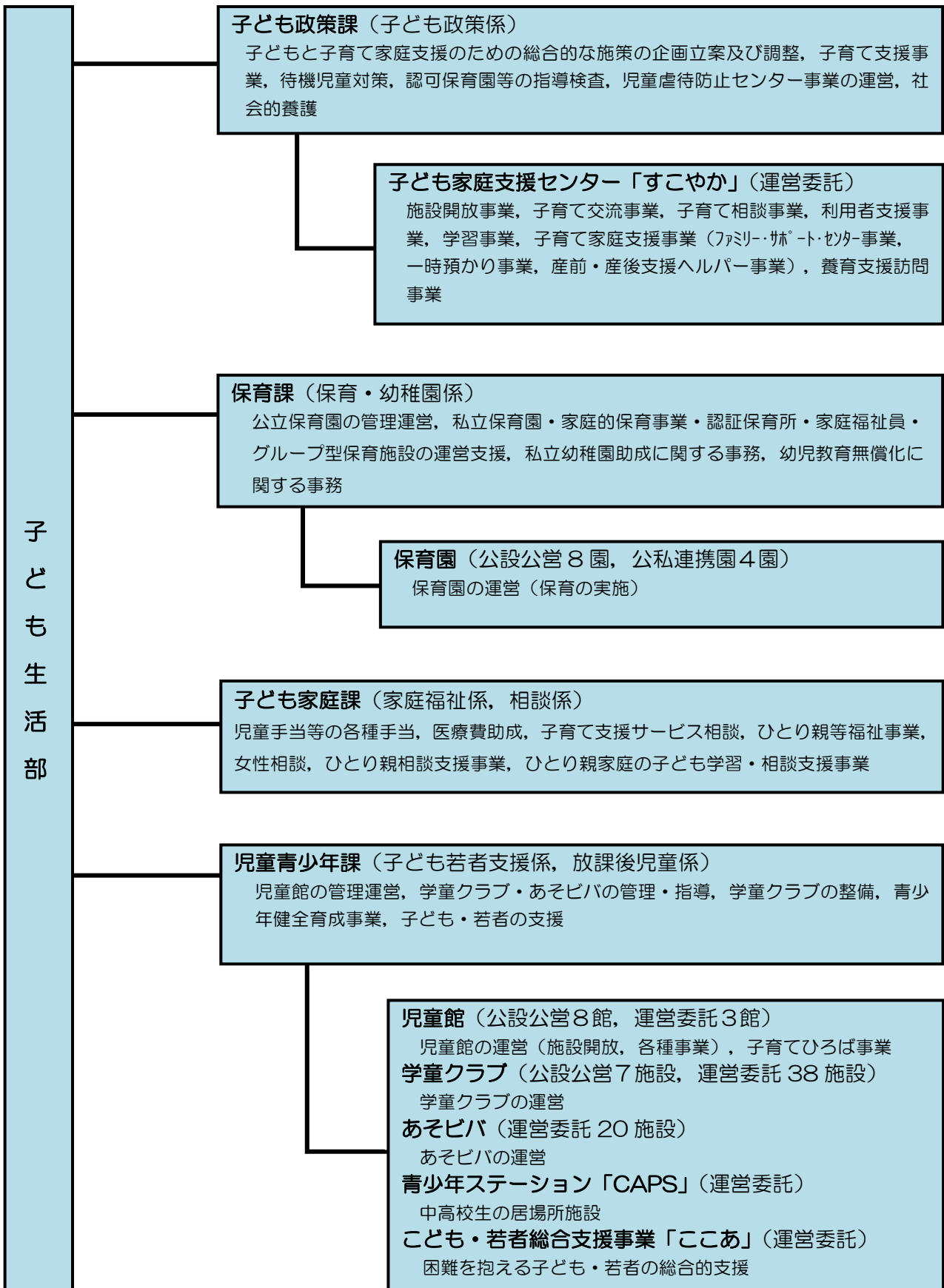
214億5059万3000円

（職員人件費を除く）



調布市子育て応援シンボルマーク

◆組織体系図



◆子ども生活部の現状と課題

<現状と課題>

・こども基本法への対応

国は、子どもに関する取組、政策を我が国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども家庭庁の設置にあわせて、こども基本法を令和5年4月に施行しました。こども基本法では、子ども施策の策定等に当たって、子どもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に義務付けていることから、今後は、子どもの意見の聴取と反映について適切に取り組んでいく必要があります。

・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

子育てへの不安や困難を抱えた家庭を支援するため、妊娠期から子育て期にわたる支援について、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や寄り添った相談支援を行うことにより、不安を和らげる必要があります。

子育てに対する不安が児童虐待につながるケースもあることから、引き続き「ゆりかご調布」などにより、妊娠早期からの寄り添った支援につなげることが必要です。

・こども家庭センターの検討

児童福祉法の一部改正（令和4年）に基づき、子ども家庭支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は残した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置が努力義務となったことを踏まえ、その設置について令和4年度に引き続き検討を進める必要があります。

・児童虐待への対応

児童虐待に関する相談は、依然として多く寄せられ、子育てに困難を抱える世帯がこれまでに以上に顕在化しているため、児童相談所、警察署、医師会、庁内関係部署等の関係機関や地域との連携を強化し、迅速かつ適切な対応が求められています。加えて、児童虐待防止センター事業の安定的な運営と相談体制の強化を図る必要があります。

また、東京都は、国の児童相談所の配置基準等を踏まえ、管轄人口が100万人を超える児童相談所について、管轄区域の見直しを行い、令和5年3月に多摩地域児童相談所配置計画（案）を作成しました。市を管轄する多摩児童相談所に変更はありませんが、管轄人口82万人と多摩地域最大規模となります。今後の東京都の動向を注視しながら、よりきめ細かな児童相談体制を検討する必要があります。

・児童虐待防止に関する予防的支援の実施（東京都モデル事業）

令和3年度から3年間実施する東京都のモデル事業である児童虐待の「予防的支援」について、引き続き着実に取り組む必要があります。

・ヤングケアラーへの対応

本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）への支援に向けて、令和4年度は関係機関や子どもたちに対して実態把握のためのアンケート調査を実施しました。今後は、福祉、教育等関係部署と連携し、アンケート調査の結果等を踏まえ、個々の状況に応じた支援に取り組んでいく必要があります。

・子ども・若者基金の活用

子育て支援活動の助成や経済的な支援を必要とする子どもたちへの支援、多胎児世帯への経済的な支援等を含む、様々な事業を実施しています。基金の更なる有効活用のため、子ども条例の理念や寄附者の意向に沿った活用方策を引き続き検討する必要があります。

・児童養護施設退所者等の自立に向けた支援の実施

児童養護施設退所者等は、家賃や学費などの経済的問題や孤独などの精神的問題に直面することが多く、退所後の生活を円滑に送ることが困難な状況となっています。このため、行政等による公的な支援が求められています。

・物価高騰下における子育て家庭への支援

長期化するコロナ禍において、物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対して生活・暮らしの支援を行うため、令和4年度においては、国の子育て世帯生活支援特別給付金とあわせて、国の給付金よりも支給対象範囲を拡充した市独自の給付金を支給したほか、キャッシュレスポイント等を付与する調布っ子応援プロジェクトを実施しました。

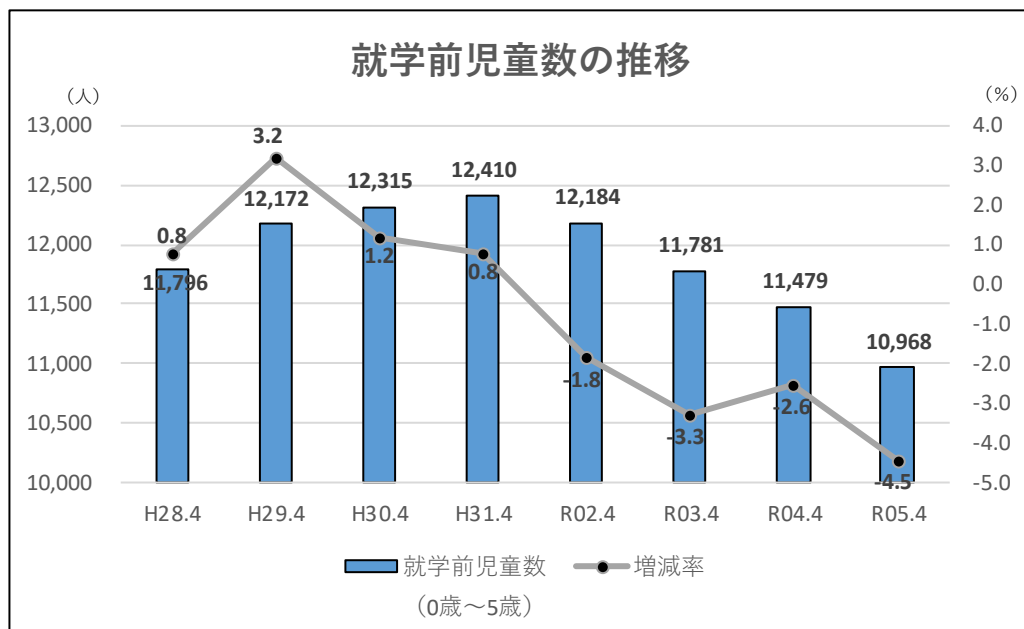
物価高騰が続く現状を踏まえ、今後も引き続き、国の動向を注視した中で必要な支援に取り組む必要があります。

・保育園待機児童対策

待機児童対策については、調布っ子すこやかプラン及び第2期調布っ子すこやかプランに基づき、平成27年度からの8年間に、認可保育園28園の誘致・開設等を行い、約2500人の定員拡大を図ってきました。

この結果、令和4年4月の待機児童数は16人となりました。また、令和5年度に向けて、年度限定型保育事業を実施したほか、既存認可保育園の定員変更を行いました。

今後の待機児童対策についても、就学前児童数の推移及び待機児童数の状況等を注視する中で、施設整備に限定せず、年度限定型保育事業の枠の拡充や既存認可保育園の定員変更など、様々な方策を柔軟に検討する必要があります。



・公立保育園における民間活力の活用

公設民営保育園については、令和元年度に策定した「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設民営保育園】」に沿って、令和4年4月までに4園すべてが公私連携型保育所へ移行しました。また、公設公営保育園についても、保育の質を確保しつつ、持続可能な保育サービスの提供に向けて、民間活力の活用を行革プラン2023に位置付けたほか、令和5年3月には「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設公営保育園】」を策定しました。今後は、これらの方針等に基づき、民間活力の活用に取り組んでいく必要があります。

・保育施設の質の確保

市では、子ども・子育て支援法に基づき、各種法令等の遵守状況の確認、並びに同法に基づく施設型給付費等の支給等に関する業務が適正かつ円滑に行われているかチェックするため、認可保育園と地域型保育事業に対して指導検査や適切な保育の運営に対する支援や助言を行う保育アドバイザーによる巡回を実施し、保育の質の維持向上につなげました。

昨年の他自治体における保育園での虐待事件以降、保育園における不適切な保育について注目されています。令和5年度から設置されたこども家庭庁の下、不適切な保育への対応が急務

となっています。

保育の質の確保の観点からも、引き続き東京都や関係部署とも連携しながら、保育施設に対して検査を行います。また専門性を高める研修等を実施するほか、保育アドバイザーの巡回による相談・支援を継続して実施するとともに、「(仮称)調布市における保育の質のガイドライン」の策定やアドバイザーの体制強化に向けて検討するなど、良質な保育の提供を進めていく必要があります。

・業務効率化に向けたアウトソーシングの実施

事務の複雑化及び業務量が増加する中、質の高い市民サービスの提供を維持するため、業務の効率化が求められており、その改善策として、令和元年度から、保育課及び児童青少年課の定型的な業務についてアウトソーシングを開始し段階的に拡充しています。限られた経営資源の中、質の高い市民サービスの提供や事務の効率化を図るため、今後も民間活力の活用を図る必要があります。

・幼稚園の支援

市内の私立幼稚園は13園あり、調布の子どもたちの健やかな成長を支えるうえで、大変重要な役割を担っています。近年では、定員に満たない園の増加や質の高い人材確保など、調布私立幼稚園協会と現状における課題を把握・共有したことを踏まえ、令和4年度から新たな支援策の「幼稚園運営体制の充実」の補助を3年間時限で支援しています。その間、調布私立幼稚園協会とも支援の効果等を確認し、状況を把握していく必要があります。

・各種手当・助成制度等の適正執行

令和4年度までは、義務教育就学児（小学校1年生から中学校3年生まで）に対する自己負担分の医療費助成について、中学生の所得制限及び課税世帯における通院時200円負担がありました。令和5年度からは、中学生の所得制限及び課税世帯における通院時200円負担を撤廃するとともに、対象を高校生相当年齢まで拡大し、高校生世代までの医療費の完全無償化を実施します。これら子ども医療費助成について、確実に実施していく必要があります。

また、今後の子ども医療費助成の財源確保、所得制限、自己負担の取扱等について、東京都と市町村で協議していく必要があります。あわせて、東京都が実施主体であり、都内に在住する18歳以下の子どもに給付金を給付する「018サポート」について、市の役割等を東京都と協議していく必要があります。

・ひとり親家庭の学習・相談支援事業の実施

令和4年度は、子どもの貧困の連鎖を防止し、ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の親や子どもに対して、学習支援や相談支援を行いました。

学習支援事業では、大学生ボランティアによるマンツーマンでの支援体制を維持できるよう、引き続き、安定したボランティアの確保とともに、実施場所の拡充についても検討していく必要があります。

・ひとり親家庭の貧困対策

ひとり親家庭就労相談では、賃金の低さなどを理由とした転職希望が支援のニーズの多くを占め、高年齢や就労経験の少ないひとり親の就労はさらに厳しい状況にあります。引き続き、職業訓練や資格取得をはじめとした、きめ細かな就労支援が必要であり、更なる事業の周知に努める必要があります。

・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月施行）への対応

国の基本方針、東京都の基本計画策定状況、他自治体の動向を注視し、状況に応じて計画の策定等を検討する必要があります。

・学童クラブの入会保留児童対策

共働き世帯の増加や子どもを取り巻く環境の変化による、学童クラブのニーズの高まりを踏まえ、学童クラブの施設整備や暫定的な定員超過受入れを行った結果、令和5年度の期間内申請における入会保留児童数は106人となっています。しかしながら、今後も入会申請者数の増加傾向は継続すると見込んでおり、引き続き、計画的な学童クラブ施設の整備や暫定的な定

員超過受入れなどの対策を進めるなど、今後の学童クラブ需要数の推測を踏まえた定員数の確保方を講じる必要があります。また、学童クラブ事業と放課後子供教室あそびバ事業の一体的な運営や児童館事業の充実を図るなど、安全で魅力的な児童の放課後の居場所づくりに努める必要があります。

・児童館における民間活力の活用

行革プラン2019「児童館における民間活力の活用」の取組として、令和2年1月に「調布市児童館の今後の在り方・運営に関する方針」を策定し、令和8年度までに、市内11児童館のうち、4館を公設公営の基幹型児童館として運営し、7館を地域型児童館として民間委託することとしています。

令和4年度においては、緑ヶ丘児童館と国領児童館学童クラブを民間委託し、つつじヶ丘児童館については、直営の基幹型児童館としての運営を開始しました。令和5年度からは新たに国領児童館と多摩川児童館学童クラブを民間委託し、染地児童館を直営の基幹型児童館として運営するとともに、令和6年度に設置予定のセンター機能型児童館のあり方の検討を行います。今後も計画的に民間活力を取り入れつつ、公設公営の児童館と民間事業者がそれぞれの役割分担のもと、質の高い児童館運営を実施していく必要があります。

・子ども・若者への支援

子ども期の貧困や児童虐待、いじめや若年無業者、ひきこもりなどの問題を複合的に抱えているケース等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者が増加していると言われています。平成27年度から開始した子ども・若者総合支援事業「ここあ」や平成29年11月に設立した「子ども・若者支援地域協議会」における取組を通じて、困難を抱える子ども・若者、その家族に対する支援を切れ目なく実施しました。引き続き、教育、福祉、子ども分野の公的機関のほか、市内の子ども・若者を対象として活動しているNPO法人等とのより一層の連携と効果的な支援体制の構築を図る必要があります。

◆子ども生活部経営方針

<基本目標>

子どもが健やかに成長し、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子育てを楽しく感じることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域全体で支援し、子育てしやすいまちづくりを推進します。あわせて、青少年が次代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域活動において活躍できる人材の育成、非行防止活動、自立支援について、家庭、学校、地域、行政が一体となった取組を推進します。

<基本方針>

1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施（☞子ども政策課）
- 地域子育て支援拠点事業の実施（☞子ども政策課）
- 子ども家庭支援センターの運営（☞子ども政策課）
- 児童虐待防止センター事業の実施（☞子ども政策課）
- 児童虐待に関する予防的支援の実施（東京都モデル事業）（☞子ども政策課）
- ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成（☞子ども政策課）
- 養育支援訪問事業の実施（☞子ども政策課）
- 保育コンシェルジュによる相談体制の充実（☞保育課）
- 子ども医療費助成における保護者負担軽減（☞子ども家庭課）
- マイナンバーカードを活用した児童手当等の電子申請の実施（☞子ども家庭課）
- 児童館子育てひろば事業の充実（☞児童青少年課）
- 児童館子育てひろばにおける助産師相談事業（☞児童青少年課）

2 特別な支援を必要とする子ども・若者や家庭への支援の充実

- ステップアップホーム事業の実施（☞子ども政策課）

- 子ども・若者基金を活用した事業の実施 (☞子ども政策課, 子ども家庭課, 児童青少年課)
- 子ども食堂事業運営費助成による事業の推進 (☞子ども政策課)
- ヤングケアラー支援事業の実施 (☞子ども政策課)
- 子ども・若者総合支援事業の実施 (☞子ども家庭課, 児童青少年課)
- 子ども・若者支援地域協議会の運営 (☞児童青少年課)
- 子どもの居場所事業への助成 (☞児童青少年課)

3 多様な保育ニーズへの対応強化

- 保育園待機児童対策の推進
 - ・年度限定型保育事業の実施 (☞子ども政策課)
 - ・保育従事職員宿舎借上げ支援事業の継続 (☞保育課)
 - ・保育コンシェルジュによる相談体制の充実 (☞保育課)
- 保育の質の維持・向上
 - ・認可保育園・地域型保育事業に対する指導検査の実施 (☞子ども政策課)
 - ・保育アドバイザーによる巡回・相談の継続 (☞保育課)
 - ・「(仮称) 調布市保育の質ガイドライン」の策定に向けた検討 (☞保育課)
 - ・保育園主体の研修の実施 (☞保育課)
- 多様な保育ニーズに対応した企業主導型保育事業の側面支援 (☞子ども政策課)
- 病児・病後児保育事業 (☞保育課)
- 認証保育所等保育料助成の保護者負担軽減の継続 (☞保育課)
- 認可保育園における使用済みおむつの市による一括収集・処分の実施 (☞保育課)
- 幼稚園の預かり体制の拡充 (☞保育課)
- 幼稚園に対する支援の実施 (☞保育課)
- 放課後対策事業の充実
 - ・学童クラブ施設の整備 (☞児童青少年課)
 - ・学童クラブと放課後子供教室あそびバの連携した運営 (☞児童青少年課)
 - ・児童館Wi-Fi環境整備事業の実施 (☞児童青少年課)
- 新型コロナウイルス感染症対策の実施 (☞子ども政策課, 保育課, 児童青少年課)
(保育所, 児童館, 学童クラブ, 子ども家庭支援センター, あそびバ, 幼稚園等)

◆基本計画に掲げる施策推進及び成果向上に向けた『4つの視点』に基づく取組

【デジタル技術の活用】

- ・令和5年夏ころから保育園の入園申込等において、マイナポータルのぴったりサービスを活用した電子申請ができるよう、システムの準備を行います。(☞保育課)
- ・全公立保育園において保育支援システムやタブレット端末等を導入し、登降園等の管理の事務負担の軽減や保護者との連絡の利便性の向上を図ります。(☞保育課)
- ・令和2年度からマイナポータルのぴったりサービスを活用した児童手当手続の電子申請を、令和4年度からは子ども医療費助成等の電子申請や、公金受取口座登録制度の利用受付を開始しました。これらの確実な運用により、子育て家庭の負担軽減や利便性向上を図ります。(☞子ども家庭課)
- ・AI-OCRやRPA等を活用したデジタル化ツールを導入し、学童クラブ申請時の事務の効率化を推進します。(☞児童青少年課)
- ・全学童クラブにおいて、保護者連絡用アプリを導入し、迅速かつ確実に連絡ができる体制を整備します。(☞児童青少年課)
- ・全児童館においてWi-Fi環境を整備し、中高生等の利用や交流を促進します。(☞児童青少年課)
- ・子ども・若者総合支援事業「ここあ」においてオンライン相談の導入検討を行います。(☞児童青少年課)

- ・地域の児童館等において、eスポーツ等を通じた市民交流の機会を創出し、子どもたちの居場所機能の充実を図ります。（☞児童青少年課）

【共創のまちづくり】

- ・地域における子育て家庭の不安解消と子どもの健全な成長を支援するため、プレイセンターせんがわの開設支援に取り組み、地域子育て支援拠点事業を推進します。（☞子ども政策課）
- ・公設公営児童館を基幹型児童館として位置付け、民間活力を活用した児童館と地域、関係機関等との連携を支援するなど、各地域の中心を担う児童館運営を行います。（☞児童青少年課）
- ・さまざまな専門性を持った複数の事業者・団体が連携した子ども・若者支援地域ネットワークを通じて相談やサポートを実施することで、課題解決に向け、個々に応じた適切な支援に取り組みます。（☞児童青少年課）

【脱炭素社会の実現】

- ・児童館等において、植物の栽培や自然体験等の遊びや学びを通じた、子どもが楽しく環境問題やSDGsについて考える機会を創出します。（☞児童青少年課）

【フェーズフリー】

- ・アルファ米やライスクッキーの備蓄分について、賞味期限が近付いたものを給食やおやつ等に取り入れることにより、非常時のみならず日常にも活用します。（☞保育課）
- ・平常時から遊びや体験活動を通じてフェーズフリーの意識を高めるとともに、地域ぐるみで健全育成に取り組むことで、災害時に地域内で助け合いができるような住民同士の関係の構築を図ります。（☞児童青少年課）

◆各課の基本的な目標・方針等

子ども政策課

<目標>

- ・多様な就労形態に的確に対応できるよう、民間活力の活用も視野に入れながら、保育サービスの充実を図り、保護者が安心して就労できるよう支援していきます。
- ・子どもと子育て家庭に関する各種支援・相談事業を展開することで、保護者が安全で安心して子どもを産み・育てられる環境を整えます。
- ・保護を要する児童等の支援において、関係機関や地域との連携を密にし、迅速かつ適切な対応を図ります。

<方針>

・次期調布っ子すこやかプラン策定に向けた取組

令和7年度からの次期調布っ子すこやかプランの策定に向けて、子ども・子育て会議の開催のほか、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施します。

・子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目ない支援の推進

保健センターと子ども家庭支援センター「すこやか」を「子育て世代包括支援センター」と位置付け、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や相談支援に取り組むほか、妊娠期から子育て期にわたる支援メニューを1冊にまとめた冊子「子育てガイド」を発行し、妊娠・子育てに関する支援の情報提供に努めます。

また、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制の構築に向け、組織横断的な連携の下、子育て世代包括支援センターを見直し、「こども家庭センター」の設置について検討します。

・子どもの虐待防止対策

児童虐待防止の普及啓発を行うほか、児童虐待防止センターを中心に児童相談所等の関係機関と連携及び情報共有の徹底を図り、虐待の疑いのある子どもの早期発見、早期対応と予防に取り組むとともに、虐待を受けた子どもの支援・ケアに関する体制を整備します。

また、児童虐待防止センター事業について、よりきめ細かな相談に応じられるよう安定的な運営と相談体制の強化を図ります。

あわせて、児童相談所の管轄区域については、引き続き東京都の動向を注視しながら、児童虐待相談や複雑化する案件に、迅速かつ的確に対応するため、市内にサテライトオフィス等が設置できるよう、東京都及び多摩児童相談所と連携した取組を推進します。

・児童虐待の予防的支援の実施

東京都のモデル事業である予防的支援事業について、引き続き東京都、児童相談所等と連携しながら実施します。児童虐待の予防的支援・早期対応の抜本的な強化と要保護児童地域対策協議会の体制強化を図ります。

・ヤングケアラーへの対応

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、ケアの負担が多い等のヤングケアラーに対して家事・育児支援を実施します。また、関係機関に対して研修を実施します。

・子ども・若者基金の活用

子どもが夢と希望を持って健やかに成長し、若者が個性豊かにいきいきと活躍することに寄与する事業として、地域の子育て支援活動への助成、児童養護施設退所者等への学校生活の支援、芸術文化・スポーツ活動への支援、多胎児家庭への育児用品等購入支援を実施します。

・児童養護施設退所者等の自立に向けた支援

児童養護施設等を退所した若者が、その後の生活を円滑に送るための経済的・精神的基盤を築くための支援として、「ステップアップホーム事業」を引き続き実施します。

・子ども食堂等への支援

孤立し困難を抱えている家庭に対して、食の支援を実施している子ども食堂等の団体を対象に、費用の一部を助成するほか、フードバンクを含め市民団体の活動に対する支援を検討します。

・保育園待機児童対策の推進

多様な保育ニーズに対応するため、年度限定型保育事業や既存認可保育園の定員変更など、待機児童数等の状況に応じた適切な待機児童対策を検討します。

・公立保育園における民間活力の活用

公設民営保育園における取組に引き続き、公設公営保育園においても、保育の質を確保しつつ、持続可能な保育サービスの提供に向けて、令和5年3月に策定した「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設公営保育園】」に基づき、民間活力の活用に取り組みます。

・指導検査の実施

保育の質の確保のため、東京都及び関係部署と連携しながら、市内全ての認可保育園と地域型保育事業に対して指導検査を実施していきます。

・新型コロナウイルス感染症及び物価高騰への対応

所管する施設について、子どもの安全・安心の確保と感染拡大防止を最優先に各種対策に取り組めます。また、長期化するコロナ禍において、物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対して生活・暮らしの支援を行うため、キャッシュレス決済ポイント等を付与する事業（調布っ子応援プロジェクト第6弾）を実施します。

保育課

<目標>

- ・就学前児童の安定的な生活環境の確保を図り、保育園や幼稚園での保育・教育を通じて、乳幼児期の健やかな成長を支援します。
- ・多様な就労形態に対応できるよう保育サービスの充実を図り、保護者が安心して就労できるよ

う支援します。

- ・保護者の利便性の向上と保育園の事務負担を軽減するため、公立保育園の運営事務におけるICT化を推進します。また、令和5年夏ころから保育園の入園申請等において、子育てワンストップサービスによる電子申請を行います。
- ・保育施設における新型コロナウイルス感染症については、子どもの安全・安心の確保と感染拡大防止を最優先課題と位置付け、国、東京都、保健所等の指導に基づきながら、継続的に各種対策を講じます。
- ・幼児教育の充実のため、市内私立幼稚園の支援を継続するとともに、就労世帯にも利用ができるよう、運営体制充実のための支援を実施します。
- ・市内幼稚園1園が子ども・子育て支援新制度へ移行することから、スムーズな運営ができるよう支援します。

<方針>

・保育施策の充実

社会情勢を見極めながら、市民ニーズの的確な把握に努め、保育施策の充実を図ります。また、国及び東京都の保育施策に係る制度改正や、新たな補助制度等の情報収集に努め、市の保育施策に反映させていく中で、空き定員に対する施策についても検討を進めます。

・業務効率化に向けたアウトソーシングの実施

令和元年度から実施している保育課及び児童青少年課の定型的な業務のアウトソーシングについて、今年度も引き続き実施するとともに、これまでの実績を踏まえて、今後の委託業務の範囲について検討します。

・保育コンシェルジュによる相談体制の充実

保育課窓口配置している保育コンシェルジュの人員体制の充実を図り、保護者に寄り添った窓口相談体制を整えます。

・保育人材の確保と質の向上

保育人材の確保・定着に向け、宿舍借上げ支援事業など各施策を推進します。また、保育の質を維持・向上するため、引き続き、専門性を高める研修等を実施するほか、保育アドバイザーの巡回による相談・支援を継続して実施するとともに、「(仮称)調布市における保育の質のガイドライン」の策定やアドバイザーの体制強化に向けて検討します。

・認証保育所等保育料助成事業の保護者負担軽減の継続

認証保育所等の認可外保育施設に児童を通わせている保護者に対する保育料助成を継続し、経済的支援を行います。

・幼稚園における預かり体制の充実

幼稚園における預かり体制の充実を図るため、幼稚園型一時預かり事業(教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園において預かりを実施)を行う市内私立幼稚園に対する補助を継続します。また、現在、幼稚園の年少(3歳児クラス)以上を対象としている預かり保育料補助について、利用者が増加している満3歳を迎える年度の2歳児も対象とし、学年による差の解消を図ります。

・幼稚園に対する支援の充実

預かり保育や幼児教育無償化に伴う事務の効率化、新型コロナウイルス感染症対策など市内私立幼稚園の取組に対する各種補助を継続するほか、運営体制を充実させるために要する経費の一部を補助し、幼児教育の一層の充実に向けて支援します。

・食物アレルギー対応の推進

市内全子ども施設における食物アレルギー事故の防止のため、平成30年1月から運用している調布市食物アレルギー対応マニュアルに基づいた対応を引き続き徹底するとともに、内容について適宜見直しを図ります。

・公立保育園の運営事務におけるICT化の推進

全公立保育園において保育支援システムやタブレット端末等を導入し、登降園等の管理の事務負担の軽減や、保護者との連絡の利便性の向上を図ります。

・ **子育てワンストップサービスの導入**

令和5年夏ころからの保育園の入園申込等の手続において、マイナポータルを利用した子育てワンストップサービスによる電子申請ができるよう、システム等の準備を行います。

・ **公立保育園における民間活力の活用**

公設公営保育園について、令和5年3月に策定した「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設公営保育園】」に基づき、民間活力の活用に向けて、職員との調整等必要な対応を進めていきます。

・ **新型コロナウイルス感染症への対応**

保育園において、子どもの安全・安心の確保と感染拡大防止を最優先に各種対策に取り組み、保育施設への支援を適時適切に実施します。また、5類移行後においては、国や東京都の指針等に基づき、適切に対応します。

子ども家庭課

<目標>

- ・ 子育て家庭の不安や負担感を軽減し、生活の安定を図るために、児童手当をはじめとした各種手当、給付金の支給や高校生等まで完全無償化となる子ども医療費助成による経済的支援を行います。
- ・ ひとり親家庭の自立を支援するため、就労支援の充実やひとり親家庭の学習・相談の支援を行います。また、保護を要する母子等の緊急時支援についても関係機関や地域と連携し、適切な対応を図ります。

<方針>

・ **各種手当・助成制度等の適正執行**

子育て世帯に対して、児童手当等の各種手当を支給することにより、子どもの健康の保持と子育て家庭の経済的支援を行います。

令和5年度から、中学生の所得制限及び課税世帯における通院時200円負担を撤廃するとともに、対象を高校生相当年齢まで拡大し、高校生世代までの医療費の完全無償化を実施することにより、子育て家庭を支援します。

・ **要保護児童、母子家庭等の支援の適切な対応**

保護を要する母子等の相談及び支援において、庁内関係部署及び児童相談所等の外部機関と連携を図り、適切な支援を実施します。

ひとり親家庭の自立に向けた支援について、有資格者の就労支援専門員を配置し、職業適性検査やきめ細かな就労相談を行います。また、ハローワークなど関係機関と連携し、効果的な就労支援の推進に努めます。

・ **ひとり親家庭の貧困対策の充実**

子ども・若者総合相談や生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援等と連携し、ひとり親家庭の子どもや親に対して、相談支援や学習支援を行うとともに、関係機関や地域との連携を強化し、ひとり親家庭全体の課題解決を図るため、子ども・若者総合支援事業を実施します。

ひとり親家庭の親とその20歳未満の子どもを対象に、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施し、認定試験合格を目指すひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。

子ども・若者基金を活用した事業のひとつである「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援促進等給付金支給事業」を継続実施し、ひとり親家庭の学び直しと試験合格を目指すための学習支援とともに、家庭全体の課題を把握するなど、適切な相談支援を行います。

また、「ひとり親家庭通信制高校卒業支援給付金」を通し、経済的負担の軽減を図ります。

・マイナンバーカードを活用した児童手当関連手続の電子申請（びったりサービス）の実施

子育て世帯の負担軽減や利便性向上を図るため、令和2年12月からマイナンバーカードを活用した児童手当手続の電子申請を開始しました。令和4年度は子ども医療費助成等の電子申請の開始や、公金受取口座登録制度の利用受付を開始しました。これらの確実な運用により子育て世帯の負担軽減や利便性向上を図ります。

・養育費確保への支援

ひとり親家庭の養育費確保や面会交流などに関する取り決め促進のため、養育費確保支援事業を令和4年度から開始しました。離婚時の公正証書作成手数料、養育費確保のための保証契約締結経費の補助を行います。また、取り決めに関し専門的な助言、相談が受けられるよう、夏季集中相談期間において個別の弁護士相談を行います。

・物価高騰下における子育て家庭への支援

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行う観点から国の給付金を適正に給付するとともに、市独自の給付金を支給します。

児童青少年課

<目標>

- ・地域に住む子どもや大人の誰もが気軽に自由に集うことができ、遊びの価値を発信し、切れ目なく子どもたちの心身の育ちを支援できる児童館運営を目指します。
- ・すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策を推進します。また、学童クラブ整備を中心とした入会保留児童対策を進めるとともに、放課後子供教室あそびバ事業の更なる充実を図ります。
- ・青少年の健全育成に係る総合的な調整を図りながら、健全育成のための諸施策を推進します。
- ・困難を抱える子ども・若者に対しては子ども・若者総合支援事業「ここあ」における支援のほか、調布市子ども・若者支援地域ネットワークを構成する機関・団体の連携強化や支援団体に対する支援を通じ、その支援体制の充実を図ります。

<方針>

・児童館及び子育てひろば運営の継続・発展

児童館事業では、各種事業、グループ活動、集団遊び等を通じて、子どもの自主性、創造性、協調性の向上を図り、子どもの健やかな成長を支援するとともに、子育てひろば事業においては専門の相談員や月1回の助産師による相談事業を継続します。

また、地域に根ざした子どもたちの身近な拠点として、児童館運営会議や乳幼児施設連絡会を通じ地域との結びつきの強化を図るとともに、健康推進課や子ども家庭支援センターすこやか等の関係機関と連携し、更なる事業の充実を検討します。

その他、全児童館にWi-Fi環境を整備し、中高生や子育てひろばを利用する保護者世代などの利用や交流の促進、情報通信を活用した事業拡充の検討をすすめるとともに、eスポーツ事業の環境を整えます。

・学童クラブにおける入会保留児童対策と利便性の向上

児童や保護者のニーズを把握し、学童クラブ事業と放課後子供教室あそびバ事業の一体的な運営や教育委員会との連携を図る中で、ソフト・ハードの両輪による総合的な放課後対策を推進します。

定員超過による受け入れ及び施設整備により、入会保留児童対策を着実に進めます。令和5年度は4月に学童クラブを3箇所開設したほか、9月開設予定の学童クラブの設置に向けた準備を行います。

また、保護者から要望が多かった保護者連絡用アプリの導入により、連絡帳や出欠席の確認及び緊急時の連絡等について利便性の向上を図ります。

・放課後子供教室あそびバの充実

児童や保護者のニーズを把握し、学童クラブ事業との一体的な運営や教育委員会との連携を図りつつ、子どもたちのやりたいことを実現できる放課後の居場所を目指します。また、外部専門講師や地域ボランティアによる遊びのプログラム充実を図るほか、試行的な取組として実施している開設時間延長を9施設で継続します。

・児童館における民間活力の活用

行革プラン2019「児童館における民間活力の活用」の取組として、令和2年1月に「調布市児童館の今後の在り方・運営に関する方針」を策定し、令和8年度までに、市内11児童館のうち、4館を公設公営の基幹型児童館として運営し、7館を地域型児童館として民間委託することとしています。

令和4年度においては、緑ヶ丘児童館と国領児童館学童クラブを民間委託し、つつじヶ丘児童館については、直営の基幹型児童館としての運営を開始しました。

令和5年度からは新たに国領児童館と多摩川児童館学童クラブを民間委託し、染地児童館を直営の基幹型児童館として運営するとともに、令和6年度に設置予定のセンター機能型児童館のあり方の検討を行います。今後も、民間活力を活用しつつ、公設公営の児童館と民間事業者がそれぞれの役割分担のもと、質の高い児童館運営の実現を図ります。

・社会全体で支えるための環境整備

青少年問題協議会、青少年補導連絡会、健全育成推進地区代表者連絡協議会を通じて、青少年の健全育成を図ります。

・困難を抱える子ども・若者への支援

困難を抱える子ども・若者に対して、相談・居場所・学習支援事業を一体的に行う子ども・若者総合支援事業「ここあ」を継続します。また、子ども・若者育成支援推進法の「子ども・若者総合相談センター」として位置付けている「ここあ」及び同法に基づき平成29年11月に設立した「子ども・若者支援地域協議会」の取組を通じて、教育、福祉、子ども分野の公的機関、市内NPO法人などの構成機関の、より一層の協力関係を構築します。また、「ここあ」においてオンライン相談の導入検討を行います。

・食物アレルギー対応の推進

市内全子ども施設における食物アレルギー事故の防止のため、平成30年1月から運用している調布市食物アレルギー対応マニュアルに基づいた対応の確実な遂行を引き続き徹底するとともに、マニュアルの記載内容の改訂に向けた検討を進めます。

・新型コロナウイルス感染症への対応

児童館事業、学童クラブ事業及び放課後子供教室あそびバ事業については、子どもの安全・安心の確保と感染拡大防止を最優先に各種対策に取り組み、児童・保護者に寄り添った丁寧な対応を図ります。また、5類移行後においては、国や東京都の指針等に基づき、適切に対応します。

◆主要な事務事業と到達目標

事業の名称と概要	年度末到達目標
<p>1 子ども・子育てに関するニーズ調査の実施（子ども政策課） 事業予算：1083万5000円 <基本計画事業 行革P その他> 次期調布っすこやかプランの策定に向けて、子ども・子育てに関する市民の意識や意見を把握し、課題を分析した調査結果を実効性のある施策に生かすため、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施します。</p>	<p>アンケート調査件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童の保護者 2000件 ・小学生の保護者 2000件 ・中学生及び高校生 2000件 ・大学生世代から39歳まで2000件

<p>2 子育て関連施設への支援（子ども政策課） 事業予算：3105万1000円 <基本計画事業 行革P その他> 子育て家庭が気軽に集い、交流できる環境づくりとして調布駅南口東地区の再開発ビルの中に民間主体で設置した子育てカフェ、広場機能の運営を支援します。また、調布に続き、仙川に新たに設置されるプレイセンターの運営を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プレイセンターの開設支援 <p>1箇所（プレイセンターせんがわ）</p>
<p>3 調布っ子応援プロジェクト（第6弾）（子ども政策課） 事業予算：1億700万円 <基本計画事業 行革P その他> ※令和4年度予算から1億700万円繰越 長期化するコロナ禍において、物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対して生活・暮らしの支援を行うため、市独自の事業を実施します。 【対象者】 0歳から18歳（高校3年生世代以下）のうち児童育成手当・生活保護・就学援助の対象となる児童，二人親の非課税世帯，子育て世帯生活支援特別給付金の受給世帯の児童 【支援内容】 キャッシュレス決済ポイント等の付与 【支援額（児童・生徒1人につき）】 2万円分</p>	<p>対象者数（令和5年4月1日現在） 約4500人</p>
<p>4 児童虐待防止センター事業の推進（子ども政策課） 事業予算：2893万円1000円 <基本計画事業 行革P その他> 子ども家庭支援センターすこやかを拠点とする児童虐待防止センターにおいて、関係機関との連携を図り、迅速で適切な対応及び虐待の未然防止を行うことにより、子どもの健やかな育ちや子育て家庭を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予防的支援事業の実施
<p>5 ヤングケアラー支援事業の実施（子ども政策課） 事業予算：1411万円7000円 <基本計画事業 行革P その他> ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、ケアの負担が多い等のヤングケアラーに対して家事・育児支援を実施します。また、関係機関に対して研修を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置 ・家事・育児支援の実施 ・専門研修の実施（年2回）
<p>6 保育サービスの充実（子ども政策課） 事業予算：2635万2000円 <基本計画事業 行革P その他> 待機児童対策として、認可保育園の空きスペースを活用して、待機児童の多い「1歳児・2歳児」を1年度限定で預かる「年度限定型保育事業」を実施するほか、企業主導型保育事業の活用に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年度限定型保育事業 4園
<p>7 保育サービスの充実（子ども政策課，保育課） 事業予算：1万3000円 <基本計画事業 行革P その他> 保育園待機児童数の今後の動向や減少傾向にある年少人口の推移、将来の保育需要や子育てニーズ等を踏まえて、多様な保育ニーズに対応していきます。また、保育の質の確保を図るため、「（仮称）調布市保育の質ガイドライン」の策定を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の質ガイドラインの策定検討（令和6年度中に策定予定）

<p>8 電子申請サービスの拡充に向けた取組の推進 事業予算：264万円 <基本計画事業 行革P その他> マイナンバーカードを使用するびったりサービスを活用し、令和5年夏ころから認可保育園の入園申請を電子化し、市民サービスの向上を図ります。また、令和7年度からガバメントクラウドを活用した標準システムに移行するため、現システムとの比較・検討を進めます。</p>	<p>・令和5年夏ころの認可保育園入園申請からびったりサービスを活用した申請を実施</p>
<p>9 利用者負担額（保育料）収納率向上への取組（保育課） 歳入予算：6億7159万9000円 <基本計画事業 行革P その他> 認可保育園の保育料の滞納を無くすため、滞納整理事務を強化し、催告書の発送とともに、自宅等への電話催告の回数を増やすことで、収納率の向上を図って参りました。 令和5年度も利用者負担の公正性や公平性の観点から、特に、現年度分の徴収について、計画的かつ集中的に収納業務を行います。また、保育料の口座振替者数を増やすため、口座未登録者に対し電話等で口座登録を依頼します。</p>	<p>【現年度分収納率】 99.8% 【滞納繰越分収納率】 15.4%</p>
<p>10 保育施設等における新型コロナウイルス感染症対策の実施（保育課） 事業予算：7545万円<基本計画事業 行革P その他> 新型コロナウイルス感染症対策を徹底するため、民間保育施設及び幼稚園に対して必要な経費を支援します。</p>	
<p>11 子どもの医療費助成事業（子ども家庭課） 事業予算：11億5023万7000円 <基本計画事業 行革P その他> 乳幼児、義務教育就学児及び高校生等を養育している方に対し、乳幼児、義務教育就学児及び高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の健康の保持と健やかな育成や子育て家庭の経済的支援を行います。 【助成対象者】 市内に住所を有し、国民健康保険又は社会保険に加入している児童を養育している者（高校生等は、本人の場合有） 【利用者負担額】 無料※保険診療外の医療費については、助成対象外 【所得制限】 なし</p>	<p>対象児童数（令和5年度末見込） ・乳幼児医療費助成 対象児童数 約1万2500人 ・義務教育就学児 対象児童数 約1万7900人 ・高校生等 対象児童数 約5600人</p>
<p>12 児童手当支給事務（子ども家庭課） 事業予算：30億6041万円 <基本計画事業 行革P その他> 児童を養育している保護者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促します。また、子育て世帯の負担軽減や利便性向上に向け、マイナンバーカードを活用した電子申請を実施します。 【支給額（児童1人につき月額）】 3歳未満：1万5000円 3歳から小学校修了前：第1子、第2子1万円／第3子以降：1万5000円 中学生：1万円 所得制限超過者：5000円 【対象世帯】 0歳から中学校修了までの児童を養育している世帯 【支給月】 6月、10月、2月</p>	<p>・対象児童数（令和5年度末見込） 約2万5000人</p>

<p>13 ひとり親家庭等への支援（子ども家庭課）</p> <p>事業予算：5809万3000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>ひとり親家庭の生活の安定や向上及びその子どもの貧困の連鎖を防止し、ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し日常生活での様々な相談や就労支援、進学や就労につながる学習支援、高校卒業程度認定試験や通信制高校学費等の支援を行います。</p>	<p>(令和5年度末見込)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援対象児童数 登録70人 対象児童の親 65人 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 対象者数 1人(上限15万円) ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援促進給付金 対象者数 1人(上限20万円) ・ひとり親家庭通信制高校卒業支援事業 対象者数 20人 ・高等職業訓練促進給付金 支給対象者数 10人 ・養育費確保支援事業 支給対象件数 10件 法律相談会弁護士費用 5万円
<p>14 児童館における民間活力の活用（児童青少年課）</p> <p>事業予算：6272万0000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>行革プラン2023「児童館における民間活力の活用」の取組として、国領児童館と多摩川児童館学童クラブの民間委託を行うとともに、染地児童館の基幹型児童館としての運営を開始しました。引き続き、令和6年度に民間委託を行う多摩川児童館の調整等を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館の民営化 1箇所 (国領児童館) ・基幹型児童館の整備 1箇所 (染地児童館) ・学童クラブ先行委託化 1箇所 (多摩川児童館学童クラブ)
<p>15 子育てひろば事業の実施（児童青少年課）</p> <p>事業予算：343万7200円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>専任の事務補助員を配置し、地域に根付いた子育て支援の身近な拠点である子育てひろば事業について、健康推進課や子ども家庭支援センターすこやか等と連携した更なる事業の充実を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・助産師相談の月1回の開催
<p>16 学童クラブ運営の充実（児童青少年課）</p> <p>事業予算：14億9243万6000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>「調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、適切な運営を行うとともに、引き続き、放課後子供教室あそびバとの一体的な運営を進めます。また、保護者から要望が多かった保護者連絡用アプリの導入により、利用者の利便性の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者連絡用アプリの導入
<p>17 学童クラブ施設の整備（児童青少年課）</p> <p>事業予算：1058万2000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>9月の開設に向け緑ヶ丘小学校地域にせんがわ学童クラブを建物賃借により整備するとともに、引き続き、学童クラブの需要数を推測のうえ、必要な定員数の確保方策の検討や学童クラブ整備に向けた候補地の選定を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・せんがわ学童クラブの開設（9月予定）

<p>18 子ども・若者の支援（児童青少年課）</p> <p>事業予算：2809万9000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>不登校，無業，ひきこもり等の子ども・若者を対象に自立に向けた支援を行うため，子ども・若者総合支援事業「ここあ」において子ども・若者の居場所の提供や相談体制の充実を図るとともに，オンライン相談の導入検討を行います。また，市内において居場所を提供する団体への補助を行うとともに，平成29年度に設置した子ども・若者支援地域協議会において，支援機関・団体の一層の協力関係を構築していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ここあ」におけるオンライン相談の導入 ・子ども・若者支援地域ネットワークの広報活動の充実（幅広いチャンネルによる広報活動の実施）
<p>19 放課後子供教室事業あそびバの実施（児童青少年課）</p> <p>事業予算：2億6859万9000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>平成27年度から，放課後子供教室事業の運営を民間事業者に委託しており，すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし，多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」及び「調布市子ども・子育て支援事業計画」に基づき，学童クラブとの連携や行事の充実を図ります。</p> <p>また，学童クラブの保留児童対策及び学童クラブ・あそびバ利用状況調査における市民ニーズや利用実態に鑑み，試行的な取組として実施している開設時間延長を9施設で継続します。</p> <p>令和2年度から導入した入退室管理システムとあわせ，児童及び保護者が安心して利用できる環境を整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合同展覧会の実施 ・外部講師による遊びのプログラムの実施及び次年度実施計画の作成